

四半期報告書

(第34期第2四半期)

自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日

株式会社 ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) ライツプランの内容	14
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	16

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第34期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社 ヤマダ電機
【英訳名】	YAMADA DENKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 一宮 忠男
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	027（345）8181（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部経理・財務担当 坂入 義弘
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	027（345）8181（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部経理・財務担当 坂入 義弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第2四半期連結 累計期間	第34期 第2四半期連結 累計期間	第33期 第2四半期連結 会計期間	第34期 第2四半期連結 会計期間	第33期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	936,593	1,013,773	505,917	549,474	2,016,140
経常利益（百万円）	32,240	54,006	25,595	36,553	101,586
四半期（当期）純利益（百万円）	16,373	28,271	12,930	19,665	55,947
純資産額（百万円）	—	—	371,752	431,158	406,381
総資産額（百万円）	—	—	792,093	893,533	899,612
1株当たり純資産額（円）	—	—	3,909.11	4,557.99	4,297.29
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	174.04	300.09	137.36	208.73	594.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	173.80	—	137.25	—	593.84
自己資本比率（％）	—	—	46.5	48.1	45.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	47,896	20,039	—	—	133,718
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△14,705	△9,582	—	—	△108,218
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△22,923	△25,161	—	—	8,555
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	58,971	68,263	83,045
従業員数（人）	—	—	12,079	12,632	12,280

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第34期第2四半期連結累計期間及び第34期第2四半期連結会計期間においては、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	12,632（10,822）
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	10,228（9,078）
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売の状況】

(1) 販売実績

当連結グループは、家電・情報家電等の販売事業の単一セグメントであるため、下記は当該セグメントにおける品目別の販売実績を記載しております。

(単位：百万円)

品目別		前第2四半期 連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期 連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
家電	カラーテレビ	116,605	23.0	120,902	22.0	4,296	3.7
	ビデオ・DVD	31,926	6.3	32,246	5.9	320	1.0
	オーディオ	12,000	2.4	11,297	2.1	△703	△5.9
	冷蔵庫	35,866	7.1	43,344	7.9	7,477	20.8
	洗濯機	19,474	3.9	21,296	3.9	1,821	9.4
	調理家電	14,310	2.8	15,534	2.8	1,223	8.6
	エアコン	36,811	7.3	59,490	10.8	22,679	61.6
	その他の冷暖房器具	2,557	0.5	4,083	0.7	1,525	59.7
	その他	78,097	15.4	87,395	15.9	9,297	11.9
	小計	347,651	68.7	395,592	72.0	47,940	13.8
情報家電	パソコン	46,715	9.2	54,406	9.9	7,690	16.5
	パソコン周辺機器	30,964	6.1	28,775	5.2	△2,189	△7.1
	パソコンソフト	2,399	0.5	2,699	0.5	300	12.5
	電話機・ファックス	2,603	0.5	2,428	0.4	△175	△6.8
	携帯電話	21,627	4.3	22,951	4.2	1,323	6.1
	その他	13,309	2.7	11,881	2.2	△1,427	△10.7
	小計	117,620	23.3	123,142	22.4	5,522	4.7
非家電	AVソフト・書籍	28,998	5.7	21,538	3.9	△7,460	△25.7
	その他	11,647	2.3	9,201	1.7	△2,445	△21.0
	小計	40,646	8.0	30,740	5.6	△9,906	△24.4
合計		505,917	100.0	549,474	100.0	43,556	8.6

- (注) 1. 家電の「その他」は照明、理美容、テーブル等、情報家電の「その他」はインク等、非家電の「その他」は貴金属・洋品雑貨等であります。
2. 上記金額は消費税等を含んでおりません。

(2) 単位当たり売上高

項目	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高 (百万円)	505,917	549,474
売場面積 (期中平均) (㎡)	1,674,183	1,818,994
1㎡当たり売上高 (千円)	302	302
従業員数 (期中平均) (人)	22,922	23,499
1人当たり売上高 (百万円)	22	23

(注) 1. 売場面積は、大規模小売店舗立地法 (届出時期により大規模小売店舗法) に基づく店舗面積を記載しております。

2. 上記金額は消費税等を含んでおりません。

3. 従業員数は臨時雇用者数を含めております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、各種経済政策により一部においては追い風があったものの、海外経済の回復の遅れ、株価の低迷、政治の不安、急速な円高など企業業績の回復についても遅れが見られ、雇用環境・所得環境が依然として厳しい状況の中、先行き不透明感が強く予断を許さない状況となりました。

当家電業界においては、長引く景気低迷の状況が続く中、エコポイント制度や夏の猛暑により一時的な追い風があったものの、1つの商品を買うために、その他の商品を我慢するなど依然として低水準にとどまり、生き残りをかけた店舗間競争はますます激しさを増しました。

このような状況の中、当社グループでは、地デジへの切替えを1年後に控え、更にエコポイント制度の追い風も加わり、数量ベースでテレビが好調に伸長しました。また、夏の猛暑の影響により冷蔵庫、エアコン、扇風機等の季節商品が好調に推移しました。その他、洗濯機、パソコン本体が好調に推移しました。販促面においては、ポイント販売と現金値引き販促の前年との違いにより単価ダウンの影響が見られましたが、消費者のニーズをとらえた販促を強化し、大きな効果を上げました。

これまで取り組んできた「店舗効率向上改革」「キャッシュ・フロー改善向上改革」「経費削減改革」の3つの経営改革を継続して実践することにより、収益向上につなげました。今期の経営スローガンである『「現場主義改革実践」で目標達成を図ろう』の実践を通し、現場主義での「ヒト・モノ・カネ・システム」それぞれにおける改善、取り組みを行い、笑顔で挨拶を通じた人材育成を図り、サービス研修の強化等により顧客満足（CS）の向上を積極的に推進してまいりました。

CSR活動についても、宮崎県口蹄疫被害復興支援募金活動をはじめ、自然をテーマにしたフォトコンテストを開催、地域の皆様とのかかわりを深めるなど、積極的な活動を行ってまいりました。活動内容の詳細については、「CSRレポート2010」をはじめとして「月次CSR活動」等、弊社ホームページへ掲載しております。

（<http://www.yamada-denki.jp/csr/index.html>）

店舗展開では、テックランド観音寺店など計11店舗開設し、テックランド小松店など3店舗を閉鎖しました。その結果、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は、581店舗（直営店417店舗、連結子会社164店舗）となりました（非連結子会社・FC含むグループ店舗数総計は2,327店舗）。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の状況は以下のとおりとなりました。

なお、当社グループは、家電・情報家電等の販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

①売上高・売上総利益

当第2四半期連結会計期間の売上高は、前第2四半期連結会計期間に比べ43,556百万円増加（前年同期比8.6%増）して549,474百万円となりました。これは、地デジへの切替えを1年後に控え、更にエコポイント制度の追い風も加わり、テレビの販売台数が大きく伸びたこと、夏の猛暑の影響により冷蔵庫、エアコン、扇風機等の季節商品が好調に推移したこと、洗濯機、パソコン本体等も好調に推移したことが主な要因です。

売上総利益は、1,591百万円増加（前年同期比1.2%増）して132,187百万円となりました。これは、売上高の伸張、消費者ニーズをとらえた販促効果、経営改革による効率改善によるものです。

②販売費及び一般管理費・営業利益・経常利益

当第2四半期連結会計期間の販売費及び一般管理費は、前第2四半期連結会計期間に比べ10,073百万円減少（前年同期比9.2%減）して99,155百万円となりました。これは主に、販売戦略の前年との違いによるポイント販促費の大幅な削減によるものです。その結果、営業利益は、11,665百万円増加（前年同期比54.6%増）して33,032百万円となりました。

営業外収益は、前第2四半期連結会計期間に社債償還益が発生していたことにより、472百万円減少（前年同期比9.5%減）して4,502百万円、営業外費用は、236百万円増加（前年同期比31.7%増）して981百万円となりました。その結果、経常利益は、10,957百万円増加（前年同期比42.8%増）して36,553百万円となりました。

③特別損失

当第2四半期連結会計期間の特別損失は、一部店舗の減損損失を3,172百万円計上したことにより3,248百万円となりました。

④法人税等合計・少数株主利益又は少数株主損失・四半期純利益

当第2四半期連結会計期間の法人税等合計は、13,552百万円、少数株主利益は、96百万円（前年同期は少数株主損失5百万円）となりました。以上の結果、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は、6,734百万円増加（前年同期比52.1%増）して19,665百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産額は、前連結会計年度末に比べ6,079百万円減少（前期末比0.7%減）して893,533百万円となりました。主な要因は、商品及び製品と建物及び構築物が増加したものの、現金及び預金が減少したことあります。

負債は、30,857百万円減少（前期末比6.3%減）し462,374百万円となりました。主な要因は、資産除去債務の計上があったものの、長期借入金と未払法人税等が減少したことあります。

純資産は、四半期純利益等の増加により、24,777百万円増加（前期末比6.1%増）して431,158百万円となりました。この結果、自己資本比率は48.1%（前期末比3.1ポイント増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ8,536百万円増加して68,263百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、46,500百万円の収入（前年同期は27,675百万円の収入）となりました。

これは主に、仕入債務の減少があったものの、たな卸資産の減少、売上債権の減少及び税金等調整前四半期純利益の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、5,556百万円の支出（前年同期は5,363百万円の支出）となりました。これは主に、差入保証金の回収による収入があったものの、店舗開設に伴う有形固定資産の取得及び関係会社への貸付による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、32,373百万円の支出（前年同期は30,083百万円の支出）となりました。これは主に、長期及び短期借入金の返済による支出が純額で借入による収入を上回ったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

① 当第2四半期連結会計期間において、主要な設備の新設を行ったものは、次のとおりであります。

会社名	所在地	都道府県	売場面積 (㎡)	完了年月
株式会社ヤマダ電機	東北地区	岩手県	990	平成22年9月
株式会社ヤマダ電機	九州地区	宮崎県	1,980	平成22年9月
株式会社マツヤ電機	近畿地区	兵庫県	564	平成22年7月

② 当第2四半期連結会計期間において、主要な設備の除却を行ったものは、次のとおりであります。

会社名	所在地	都道府県	売場面積 (㎡)	完了年月
株式会社ヤマダ電機	関東地区	埼玉県	694	平成22年8月
株式会社ヤマダ電機	中部地区	石川県	2,985	平成22年9月
株式会社マツヤ電機	関東地区	東京都	433	平成22年8月

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

会社名	所在地	都道府県	売場面積 (㎡)	完了年月
株式会社ヤマダ電機	東北地区	岩手県	4,186	平成22年8月
株式会社ヤマダ電機	中部地区	愛知県他	12,613	平成22年8月
株式会社ヤマダ電機	中国地区	広島県	4,099	平成22年9月
株式会社ヤマダ電機	四国地区	香川県	2,510	平成22年7月
株式会社ヤマダ電機	九州地区	福岡県	2,171	平成22年7月

(注) 所在地に複数の店舗があるため、完了年月については、当該店舗のうち完了年月が最も早いものを記載しております。

② 当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な新設計画は次のとおりであります。

会社名	所在地	都道府県	売場面積 (㎡)	完了(予定)年月
株式会社ヤマダ電機	関東地区	神奈川県他	12,870	平成22年12月
株式会社ヤマダ電機	九州地区	大分県	1,980	平成23年1月
株式会社ヤマダ電機	近畿地区	京都府	4,950	平成23年1月
株式会社ヤマダ電機	中国地区	広島県他	2,970	平成23年1月
株式会社ヤマダ電機	中部地区	福井県他	4,620	平成22年12月
株式会社ヤマダ電機	東北地区	岩手県他	3,960	平成22年11月

(注) 所在地に複数の店舗があるため、完了年月については、当該店舗のうち完了年月が最も早いものを記載しております。

③ 当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な除却計画は次のとおりであります。

会社名	所在地	都道府県	売場面積 (㎡)	完了(予定)年月
株式会社ヤマダ電機	東北地区	福島県	1,573	平成22年11月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,648,974	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数10株
計	96,648,974	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	70,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,962,962
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	14,175
新株予約権の行使期間(注)3	平成20年3月28日～ 平成25年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 14,175.00 資本組入額 7,088
新株予約権の行使の条件	平成24年9月28日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項(注)5	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,169

- (注) 1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注) 2記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
2. ①各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。
- ②本新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額といいます。）は、14,175円とします。ただし、当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行したまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2013年3月14日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
5. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。
6. ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、

(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日（会社分割、株式移転または株式交換の場合は、当該会社分割、株式移転または株式交換の効力発生日から14日以内）において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注) 2と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で

- 除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (二) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (リ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- ③上記①の定めに従って本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	59,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,276,291
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,797
新株予約権の行使期間(注)3	平成20年3月28日～ 平成27年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 13,797.00 資本組入額 6,899
新株予約権の行使の条件	平成26年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項(注)5	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	59,000

(注) 1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注)2記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. ①各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

②本新株予約権の行使時の払込金額(以下転換価額といいます。)は、13,797円とします。ただし、当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2015年3月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできません。上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

5. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。
6. ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、
- (i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日（会社分割、株式移転または株式交換の場合は、当該会社分割、株式移転または株式交換の効力発生日から14日以内）において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。
- (イ) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は（注）2と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (リ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- ③上記①の定めに従って本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日 ～平成22年9月30日	—	96,648,974	—	71,058	—	70,977

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,367.7	5.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,786.7	4.95
株式会社テックプランニング	群馬県高崎市栄町1-1	4,686.0	4.84
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	4,299.5	4.44
ジェービー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13)	3,471.1	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	3,230.4	3.34
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウンド (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, U. K. (東京都中央区月島4-16-13)	2,658.1	2.75
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13)	2,140.1	2.21
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13)	2,096.3	2.16
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	1,741.0	1.80
計	—	34,477.2	35.67

(注) 1. 百株未満は切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか、自己株式2,438.7千株 (2.52%) を所有しております。

3. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。
- | | |
|----------------------------|-----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5,155.3千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 4,477.8千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 3,230.4千株 |

4. 野村証券株式会社他3社連名により平成22年10月7日付で大量保有報告書が提出されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	野村証券株式会社他3社
報告義務発生日	平成22年9月30日
保有株式等の数	5,174.9千株
株式等保有割合	5.07%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等） （注）1	普通株式 2,438,790	—	—
完全議決権株式（その他） （注）2	普通株式 94,207,220	9,420,722	—
単元未満株式	普通株式 2,964	—	1単元（10株）未満の株式
発行済株式総数	96,648,974	—	—
総株主の議決権	—	9,420,722	—

（注）1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が350株（議決権35個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	2,438,790	—	2,438,790	2.52
計	—	2,438,790	—	2,438,790	2.52

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	7,430	7,400	6,540	6,100	5,990	5,440
最低（円）	6,320	6,180	5,690	5,530	5,040	5,050

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部のものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74,298	88,258
受取手形及び売掛金	40,328	41,301
商品及び製品	176,037	169,107
仕掛品	3	0
原材料及び貯蔵品	1,087	1,171
その他	51,777	53,567
貸倒引当金	△148	△122
流動資産合計	343,384	353,283
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 180,295	※1 176,017
土地	152,730	151,723
その他（純額）	※1 28,722	※1 32,430
有形固定資産合計	361,748	360,171
無形固定資産		
投資その他の資産	30,611	30,590
差入保証金	111,062	113,402
その他	48,881	44,542
関係会社投資損失引当金	△2,100	△2,100
貸倒引当金	△56	△278
投資その他の資産合計	157,788	155,566
固定資産合計	550,148	546,329
資産合計	893,533	899,612
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	81,792	84,940
短期借入金	36,574	38,214
未払法人税等	23,849	29,406
ポイント引当金	17,127	18,547
引当金	4,633	4,717
その他	45,418	53,462
流動負債合計	209,395	229,288
固定負債		
社債	129,169	129,204
長期借入金	82,553	99,298
引当金	19,770	18,420
資産除去債務	7,334	—
その他	※2 14,151	※2 17,019
固定負債合計	252,978	263,942
負債合計	462,374	493,231

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,058	71,058
資本剰余金	70,977	70,977
利益剰余金	311,514	287,011
自己株式	△23,045	△23,045
株主資本合計	430,505	406,001
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,095	△1,152
評価・換算差額等合計	△1,095	△1,152
少数株主持分	1,749	1,532
純資産合計	431,158	406,381
負債純資産合計	893,533	899,612

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	936,593	1,013,773
売上原価	698,169	780,652
売上総利益	238,423	233,120
販売費及び一般管理費	※ 213,304	※ 186,028
営業利益	25,119	47,092
営業外収益		
仕入割引	4,516	5,261
社債償還益	750	—
その他	3,087	3,201
営業外収益合計	8,353	8,463
営業外費用		
支払利息	911	1,020
為替差損	—	299
その他	321	228
営業外費用合計	1,233	1,549
経常利益	32,240	54,006
特別利益		
保険解約返戻金	12	—
貸借契約違約金	46	16
投資有価証券売却益	—	9
貸倒引当金戻入額	46	—
その他	27	3
特別利益合計	133	29
特別損失		
減損損失	2,286	3,172
固定資産処分損	770	47
投資有価証券評価損	105	515
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,932
その他	181	277
特別損失合計	3,344	5,944
税金等調整前四半期純利益	29,029	48,091
法人税、住民税及び事業税	14,673	22,396
過年度法人税等	37	—
法人税等調整額	△2,101	△2,800
法人税等合計	12,609	19,595
少数株主損益調整前四半期純利益	—	28,495
少数株主利益	46	223
四半期純利益	16,373	28,271

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	505,917	549,474
売上原価	375,322	417,287
売上総利益	130,595	132,187
販売費及び一般管理費	※ 109,228	※ 99,155
営業利益	21,366	33,032
営業外収益		
仕入割引	2,844	3,228
社債償還益	750	—
その他	1,379	1,273
営業外収益合計	4,974	4,502
営業外費用		
支払利息	471	528
為替差損	—	255
その他	273	197
営業外費用合計	745	981
経常利益	25,595	36,553
特別利益		
貸借契約違約金	—	6
貸倒引当金戻入額	36	—
その他	28	2
特別利益合計	64	8
特別損失		
減損損失	2,286	3,172
固定資産処分損	706	22
投資有価証券評価損	105	—
その他	66	52
特別損失合計	3,164	3,248
税金等調整前四半期純利益	22,495	33,314
法人税、住民税及び事業税	12,754	18,266
法人税等調整額	△3,183	△4,713
法人税等合計	9,570	13,552
少数株主損益調整前四半期純利益	—	19,761
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△5	96
四半期純利益	12,930	19,665

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	29,029	48,091
減価償却費	11,195	10,794
減損損失	2,286	3,172
のれん償却額	△498	△596
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	719	690
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	61	181
賞与引当金の増減額 (△は減少)	906	△2
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	3,017	△1,420
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△195
受取利息及び受取配当金	△771	△714
社債償還益	△750	—
支払利息	911	1,020
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,932
売上債権の増減額 (△は増加)	2,990	972
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,368	△6,766
仕入債務の増減額 (△は減少)	17,182	△3,147
その他	7,839	△5,454
小計	65,752	48,557
利息及び配当金の受取額	246	162
利息の支払額	△869	△1,047
法人税等の支払額	△17,232	△27,633
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,896	20,039
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△5,867
定期預金の払戻による収入	—	5,046
有形固定資産の取得による支出	△12,564	△9,205
投資有価証券の取得による支出	△1	△0
投資有価証券の売却による収入	8	196
貸付けによる支出	△678	△4,200
貸付金の回収による収入	1,568	1,912
差入保証金の差入による支出	△5,292	△2,399
差入保証金の回収による収入	3,469	4,987
その他	△1,215	△49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,705	△9,582

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	232,733	259,200
短期借入金の返済による支出	△239,953	△259,200
長期借入れによる収入	8,914	500
長期借入金の返済による支出	△13,218	△18,885
転換社債の買入消却による支出	△5,250	—
社債の償還による支出	△6	—
リース債務の返済による支出	△3,037	△3,001
自己株式の取得による支出	△1	—
配当金の支払額	△3,100	△3,768
少数株主への配当金の支払額	△3	—
その他	—	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,923	△25,161
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	△76
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,275	△14,781
現金及び現金同等物の期首残高	47,956	83,045
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	738	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 58,971	* 68,263

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益に与える影響は軽微であります。税金等調整前四半期純利益は、2,110百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、資産除去債務を7,334百万円計上しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
2. 当第2四半期連結累計期間において、「為替差損」は、金額的重要性が増加したため、区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間では、「営業外収益」の「その他」に「為替差益」が、19百万円含まれております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

1. 前第2四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「定期預金の預入による支出」及び「定期預金の払戻による収入」は重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「定期預金の預入による支出」は133百万円、「定期預金の払戻による収入」は36百万円であります。
2. 前第2四半期連結累計期間において、区分掲記していた「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」及び「少数株主への配当金の支払額」は金額的重要性が乏しいため、当第2四半期連結累計期間では「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「自己株式の取得による支出」は0百万円、「少数株主への配当金の支払額」は3百万円であります。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
2. 前第2四半期連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の「営業外費用」の「その他」に含まれる「為替差損」は11百万円であります。
3. 前第2四半期連結会計期間において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸借契約違約金」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の「特別利益」の「その他」に含まれる「賃貸借契約違約金」は1百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 13,711百万円	広告宣伝費 13,856百万円
給与手当 41,979百万円	給与手当 43,930百万円
賞与引当金繰入額 3,925百万円	賞与引当金繰入額 4,535百万円
退職給付費用 911百万円	退職給付費用 994百万円
賃借料 23,192百万円	賃借料 26,774百万円
減価償却費 11,176百万円	減価償却費 10,763百万円
ポイント販促費 74,713百万円	ポイント販促費 38,454百万円

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 6,720百万円	広告宣伝費 6,703百万円
給与手当 20,877百万円	給与手当 22,215百万円
賞与引当金繰入額 1,420百万円	賞与引当金繰入額 1,467百万円
退職給付費用 486百万円	退職給付費用 496百万円
賃借料 11,578百万円	賃借料 13,532百万円
減価償却費 5,656百万円	減価償却費 5,441百万円
ポイント販促費 39,601百万円	ポイント販促費 23,351百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) (平成21年9月30日現在)	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 60,577	現金及び預金勘定 74,298
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△1,606</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△6,034</u>
現金及び現金同等物 <u>58,971</u>	現金及び現金同等物 <u>68,263</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	96,648,974

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,438,797

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,768	40	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

当連結グループは、家電・情報家電等を販売する小売業を主たる事業として行っております。

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める上記事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

当連結グループは、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

当連結グループは、海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

当連結グループは、家電・情報家電等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 4,557.99円	1株当たり純資産額 4,297.29円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 174.04円	1株当たり四半期純利益金額 300.09円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 173.80円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないた め記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	16,373	28,271
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	16,373	28,271
期中平均株式数(千株)	94,080	94,210
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	129	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式及び条件付発行可能株式で、前連結会計年度末か ら重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 137.36円	1株当たり四半期純利益金額 208.73円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 137.25円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないた め記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	12,930	19,665
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	12,930	19,665
期中平均株式数(千株)	94,132	94,210
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	77	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式及び条件付発行可能株式で、前連結会計年度末か ら重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社ヤマダ電機

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマダ電機の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社ヤマダ電機

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマダ電機の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。